

第一編 職工手當金百八十日合支給ノ事  
要 求 書

### 聲 明 書

昭和八年四月廿八日三河島工合資會社工場主内田菊藏氏は突如臨休を  
言ひ渡した。抑々昨年六月当局立会の上出来た待遇改善の覺書明文がある  
にも拘らず、之を實行したるは僅に半ヶ年のみ。昨七年正月より不況を理由  
として此の覺書書を蹂躪したるも我々は之を忍んで今日に至ったのだ。

然るに今亦此の暴舉を援討的に敢行したのである。  
依つて生活保證に餘裕を持たぬ吾々従業員は直ちに代表者を以て其の期間  
方復業期を工場主に質したるに、彼内田氏は言を左右に弄し、**延期**を避けて  
遂には報ひるに暴言を以てし、全く不誠意極まる態度を採つたので、吾々  
五月十日大日本生産党城北支部に到り之が調停方を依頼したのである。

五月十二日支部より水富、椿中根三氏が内田工場主と會見の上臨休の**即日解除**  
方を要求した結果、目下生産品の注文が入つたから明日より就業させる事  
が出来るとの確答を得た。

(1)

依つて全員の重なる不満を押し合今日の社會狀勢を考へ正當なる待遇改  
善の要求すら忍んで一同就業うを打合せの上、十二日より一齊に工場に出勤  
したのであつたが、實際の生産品は全従業員が就業するだけの注文量がなく  
爲めに或る者は一日に三時間、或は半休と言つた有様で殆ど休業に等しき  
状態であつた。僅し乍ら吾々は工場主の言を信じ、やがて六月にもなれば従来通り  
に復業し得るものと思ひ、それ迄は飽く迄会社の信用を經營を維持する事  
で、隱忍自重して働いて来たのである。  
然るに五月廿三日朝内田工場主は突如として工場閉鎖を宣告したのである。  
其の理由は勿論經營困難を口として居るのであるが、假りに此の理由が適中し  
て居るとしたならば、何故に臨休を反す当時断然整理をなし解雇手当支給  
其の他の方法を講じたのであつたのであるか。而も彼内田工場主の前言は將來断業  
を持續すべき可能性ある事を力説して、臨休は單に一時的のものなりと保証し